

若狭町スポーツ少年団 三方エンジェルス育成会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、若狭町スポーツ少年団三方エンジェルス育成会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、バレーボールを通してフェアプレーの精神、勝つことの喜び、負けたことの悔しさ、成し遂げる努力、我慢と忍耐をすることの大切さを経験することにより青少年の心身の健全な育成を図ることを目的とする。

(活 動)

第3条 本会は、目的達成のため以下の活動を行う。

- (1)各種スポーツ活動
- (2)他団体との交歓交流活動
- (3)奉仕活動
- (4)本会の目的達成に必要な活動

第2章 会員・指導者

(構 成)

第4条 本会は、下記をもって構成する。

- (1)本会の少年会員
- (2)本会会員の保護者
- (3)本会を理解し、支援していただける大人の有志
- (4)指導をしていただける大人の有志

(会 費)

第5条 本会の会費は、総会で定める方法にて年会費を一括納入する。ただし、途中退会の場合においても、会費の返納はしないものとする。

なお、途中入会の場合は当月を含む年度残月数分を一括納入するものとする。

(有効期限)

第6条 加入登録有効期限は、加入の申し込みを受けた日からその年度末日までとし、毎年、年度毎これを更新する。

更新の方法は、前条に定めるところによる。

第3章 役員

(役員)

第7条 本会には次の役員をおく。

- | | |
|------------|----------------|
| (1) 会長 | 1名(第6学年) |
| (2) 副会長 | 2名(第6・第5学年各1名) |
| (3) 事務局 | 2名(第6・第5学年各1名) |
| (4) 会計監査委員 | 2名(第6・第5学年各1名) |
| (5) 学年委員 | 数名(各学年毎数名) |
| (6) 指導者 | 数名 |

前項に定める役員の数、必要に応じて変更できるものとする。

ただし、変更する場合は、原則、会員の同意を得ること。

第5, 6学年の学年委員については会長、副会長が兼ねる。

(役員を選出)

第8条 前条の役員は、本会の保護者会の互選により選出する。ただし、選出方法は最高学年以外の学年ごとに保護者会を招集して次期役員を選出するものとする。

(役員選出は毎年、臨時総会あるいは年度末総会を開催し決定するものとする。)

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の場合は、その職務を代行する。
- (3) 事務局は、本会の運営に関わる総合的な事務を行うとともに、会計を担当する。
- (4) 会計監査委員は、会計を監査する。
- (5) 指導者は、本会の活動を指導する。

【上記(1)～(4)は指導または指導補助にあたることができる】

(役員の任期)

第10条 本会の役員の任期は1年とする。毎年12月1日から翌年11月30日までとする。また、再任を妨げない。

- (1) 本会の役員に欠員の生じた時は、それを補充する。
但し、その任期は前任者の残任期間とする。また、役員および指導者の選出は保護者団体の3分の2以上の同意を得なければならない。
- (2) 各会員は任期満了後、翌年3月31日までは、次期役員への引継ぎ期間として任務を継続することとする。

第4章 保護者会

(保護者会)

第11条 本会に保護者会を置く。

保護者会の役員は、第7条で選出された役員がこれを兼ねる。

また、保護者会は、本会の健全な育成のため、次の活動を行う。

- (1) 本会の活動目的達成のための育成援助
- (2) 本会が参加する交流活動、大会参加への援助
- (3) 指導者の資質向上のための援助
- (4) 会員相互の親睦と体力向上のための活動
- (5) その他スポーツ少年団育成に必要な事項

第5章 会 計

(会 計)

第12条 本会の会計は、会員の納める会費、寄附金、補助金、その他収入によって支弁する。会費については、別に定める。なお、会計は事務局が兼ねる。

(年会費)

第13条 会員は、年会費として1人当たり下記の金額を毎年12月に一括納入するものとする。

学 年	期 間	会 費
6年生	6年生の12月1日 翌年～3月31日	5,000円
5年生	5年生の12月1日 ～6年生の11月30日	15,000円
4年生	4年生の12月1日 ～5年生の11月30日	12,000円
3年生	3年生の12月1日 ～4年生の11月30日	10,000円

(積立基金)

第14条 新入部員は、5,000円を基金として積み立てることとする。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年12月1日に始まり、翌年の11月30日に終わる。

第6章 そ の 他

(連絡網)

第16条 各諸連絡事項の伝達方法として、事務局は、全会員・指導者の連絡網を作成し、全員に配布する。地区委員は、これに従い速やかに伝達するものとする。

(遠征時の事故責任)

第17条 遠征時において、原則的には、各会員の保護者が連れていくことが望まれるが、事情により会員を他の保護者・指導者に同乗させる場合は、万が一事故にあってもその運転者に責任は問えないものとする。

(規約の改正及び解散)

第18条 本会会則の改正および本会の解散は、保護者会の3分の2以上の同意を得なければならない。また、改正となった場合は、役員にて改正した事項を改訂しなければならない。原本は事務局が保管することとする。

附 則

本会則は、

1. 2000年(平成12年)6月5日から施行する。
2. 2001年(平成13年)4月5日から一部改正する。
3. 2002年(平成14年)4月5日から一部改正する。
4. 2003年(平成15年)4月4日から一部改正する。
5. 2004年(平成16年)4月3日から一部改正する。
6. 2004年(平成16年)12月26日から一部改正する。
7. 2005年(平成17年)4月1日から一部改正する。
8. 2005年(平成17年)11月17日から一部改正する。
9. 2006年(平成18年)4月6日から一部改正する。
10. 2006年(平成18年)12月1日から一部改正する。